

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
を改正する条例制定について

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 11 月 27 日提出

那覇市長 知念 覚

(提案理由)

特定の個人を識別するための番号を利用して処理する事務を追加し、所要の規定を整備するため、この案を提出する。

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(令和5年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、<u>市長の事務で次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 別表第1の右欄に掲げる事務</p> <p>(2) <u>別表第2の中欄に掲げる事務</u></p> <p>(3) <u>特定個人番号利用事務</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p>	<p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 法第9条第2項の規定により条例で定める事務は、<u>次に掲げる事務とする。</u></p> <p>(1) 別表第1の<u>中欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務</u></p> <p>(2) <u>市長が行う別表第2の中欄に掲げる事務</u></p> <p>(3) <u>市長が行う特定個人番号利用事務</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>[別表第1 別記]</p> <p>[別表第3 別記]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</p>	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

号	事務
(1)	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
(2)	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号)に基づく医

	療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(3)	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
(4)	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に基づく補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの
(5)	那覇市こども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(6)	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

号	機関	事務
(1)	市長	生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
(2)	市長	那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号)に基づく医療費等の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(3)	市長	那覇市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業に基づく用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
(4)	市長	那覇市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業に基づく補聴器の購入等に係る助成に関する事務であって規則で定めるもの
(5)	市長	那覇市こども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(6)	市長	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例(平成7年那覇市条例第15号)に基づく医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
(7)	教育委員会	特別支援教育就学奨励費(小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費をいう。別表第3(4)の号において同じ。)に関する事務であって規則で定めるもの
(8)	教育委員会	就学援助(学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する必要な援助をいう。別表第3(5)の号において同じ。)に関する事務であって規則で定めるもの

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

号	情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
(1)～(3) [略]				

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

号	情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報
(1)～(3) [略]				
(4)	教育委 員会	特別支援教育就学 奨励費に関する事 務であって規則で 定めるもの	市長	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報
(5)	教育委 員会	就学援助に関する 事務であって規則 で定めるもの	市長	次に掲げる情報であって規則で定めるもの ア 住民関係情報 イ 地方税関係情報 ウ 生活保護関係情報 エ 中国残留邦人等支援給付等関係情報 オ 外国人保護関係情報